

防府市土地改良事業補助金交付要綱

昭和46年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認める団体（以下「事業主体」という。）が行う土地改良事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象土地改良事業及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、事業主体が行う事業に要する経費について、当該事業主体に対し補助する。

2 前項の補助は、事業主体を構成する受益者に市税の滞納がない場合に行うものとする。ただし、土地改良区、農業協同組合が行う事業についてはこの限りでない。

3 第1項に規定する補助の対象となる事業の種類、補助対象要件及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする事業主体は、補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付指令書（第3号様式）によりその旨を当該事業主体に通知する。

2 別表に定める土地改良事業の種別のうち、単独市費土地改良事業に係る補助金について事業主体が工事業者に施工を依頼する場合は、市長は、防府市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）では施工できない場合又は特別の事情がある場合を除き、原則として市内業者に依頼することを交付決定の条件とし、補助金交付指令書（第3号様式）によりその旨を当該事業主体に通知する。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付の通知を受けた事業主体は、当該事業の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、土地改良事業計画変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の着手及び完了の届出)

第6条 事業主体は、当該事業に着手したときは土地改良事業着手届(第5号様式)により、当該事業を完了したときは土地改良事業完了届(第5号様式)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業完了届には、次の各号に掲げる事業について、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 団体営土地改良事業及び単独県費土地改良事業 事業実績書・収支精算書(第6号様式)、工事出来高設計書

(2) 単独市費土地改良事業 事業費精算書(第7号様式)

(補助金の額の確定及び補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定による土地改良事業完了届を受理したときは、その内容を検査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 事業主体は、前項の規定により確定された額につき補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は前条の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、当該事業主体に対し補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 前項の規定による概算払いによる補助金の交付を受けようとする事業主体の行う請求は、補助金概算払請求書(第8号様式)によるものとする。

(関係書類の整備、保存)

第9条 事業主体は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支に関する一切の

状況を明らかにする帳簿その他関係書類を、整備、保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し、必要な報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。
- (3) 支出額が設計額に比し減少したとき。
- (4) その他市長が取消の必要を認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第12条 事業主体は、この要綱の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の成果の維持管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の補助金から適用する。
- 2 防府市土地改良事業補助金交付要綱(昭和44年4月23日制定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に旧要綱の規定により補助金の交付の決定を受けている事業(当該事業の継続事業を含む。)については、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度において決定する補助金から適用する。ただし、昭和61年度以前に着工し、継続して補助金を受けている事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度において決定す

る補助金から適用する。ただし、平成１１年度以前に着工し、継続して補助金を受けている事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行し、平成１２年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１３年１月１日から施行し、平成１２年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行し、平成１５年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度において決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度において決定する補助金から適用する。

附 則(防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)

- １ この要綱は平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、平成２７年２月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

土地改良事業の種別	採 択 要 件	補 助 率					
団体営 土地改良事業	山口県の土地改良事業補助金交付要綱（表外記載）に基づいて実施される土地改良事業とする。	事業費の85%以内とする。（左記の県規則の補助率を含む）ただし、市長が特に定めたときは、その補助率とする。 危険ため池は、事業費の98%以上とする。					
単独県費 土地改良事業	山口県単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱（平成9年4月1日制定）に基づいて実施される土地改良事業とする。	事業費の75%以内とする。（左記の県規則の補助率を含む）ただし、市長が特に定めたときは、その補助率とする。 危険ため池は、事業費の98%以内とする。					
単独市費 土地改良事業	次に掲げる採択要件を備え、用地買収費及び補償費を除く事業費が20万円以上180万円以下の事業とする。ただし、樋門・水門改修事業及びため池改修事業、ため池廃止事業については、事業費の限度額を300万円とする。また、ため池改修事業及びため池廃止事業に限り調査・設計費も事業の対象とする。 1 採択要件 1) かんがい排水事業 ・受益農地面積1㌥以上 ・農家戸数 2戸以上 2) 農道改修事業 ・受益農地面積1㌥以上 ・農道幅員 1.5m以上 ・農家戸数 2戸以上 ・対象は農業振興地域内	次の表のとおりとする。ただし、市長が特に定めたときはその補助率とする。 また、市と管理協定を締結している施設の補助率については、区域によらず、農業振興地域農用地区域の補助率を適用する。 補助金の額は千円未満を切り捨てた額とする。 1) ～ 4) の補助率 <table><tr><td rowspan="2">農業振興地域</td><td>（農用地区域） 事業費の65%以内</td></tr><tr><td>（農用地区域以外） 事業費の55%以内</td></tr><tr><td colspan="2">農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内</td></tr></table>	農業振興地域	（農用地区域） 事業費の65%以内	（農用地区域以外） 事業費の55%以内	農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内	
農業振興地域	（農用地区域） 事業費の65%以内						
	（農用地区域以外） 事業費の55%以内						
農業振興地域以外の区域 事業費の45%以内							

	3) 暗渠排水事業 ・受益農地面積 0.5^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 4) 樋門・水門改修事業 ・受益農地面積 1^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 5) ため池改修事業 ・受益農地面積 0.5^{ヘクタール}以上 ・農家戸数 2戸以上 6) ため池廃止事業 ・受益農地面積及び農家戸数は問わない。ただし、ため池の廃止に関する関係者の同意書を提出すること。 7) 農道補修事業 ・農業振興地域内にあって、幅員が3m以上で、起点・終点が幅員3m以上の市道及び農道等の公道に接続している舗装道路。 2 1の規定にかかわらず、立地条件その他市長が特に認めたときは、この限りでない。	5) の補助率 全域 事業費の90%以内 6) の補助率 全域 事業費の100%以内 7) の補助率 農業振興地域内 事業費の90%以内
--	--	---

※ 山口県の土地改良事業補助金交付要綱で表される補助金交付要綱及び事業

山口県土地改良事業補助金交付要綱

(制定 平成10年3月31日耕地第2203号農林部長通達)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

土地改良総合整備事業（調査設計）

基幹水利施設管理技術者育成支援事業

新農業水利システム保全対策事業

農業用水水源地域保全対策事業

山口県農地防災事業等補助金交付要綱

(制定 平成10年3月31日耕地第2203号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

ため池等整備事業（農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき行う農業用河川工作物応急対策等事業を含む。）

農業用施設災害関連事業

農地・農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金

山口県農業生産法人等育成促進事業補助金交付要綱

(制定 平成19年7月11日平19農村整備第991号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

調査・調整事業

農業生産法人等農地集積促進事業

山口県農村整備事業補助金交付要綱

(制定 昭和49年1月7日農政第1532号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

農村総合整備事業

農業集落排水事業（村づくり交付金実施要綱に基づき行う事業を含む。）

田園空間整備事業

農村振興総合整備事業（村づくり交付金事業及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき行う集落基盤整備事業を含む。）

地域用水環境整備事業

農業農村整備事業実施計画策定事業

農村振興総合整備実施計画策定事業

農村振興基本計画策定事業

農村環境計画策定事業

山口県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

(制定 平成19年4月2日平19農村整備第221号)

(改正 平成22年4月1日平22農村整備第111号)

調査・調整事業

高度経営体集積促進事業

耕地利用高度化推進事業

山口県元気な地域づくり交付金交付要綱

(制定 平成17年8月1日平17農村整備第1200号)

(改正 平成22年4月1日平22農水政策第371号)

生産基盤及び施設の整備に関する事業

地域間交流拠点の整備に関する事業

その他、農業農村整備事業採択の手引きに記載される事業

かんがい排水事業

経営体育成基盤整備事業

畑地帯総合農地整備事業

農用地再編開発事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業など